

# 「第376回判例・事例研究会」

「農地法上の許可申請協力請求権の消滅時効」

令和3年4月21日

発表者：中村

## 1、農地法3条の許可申請

### 【条文】

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

→ 県知事の許可は、当事者の法律行為（ex：売買）を補充してその法律上の効力（ex：売買による所有権移転）を完成させるものにすぎず、講学上のいわゆる補充行為の性質を有すると解される（最判昭和38.11.12）

## 2、許可申請協力請求権の内容

農地を売買した当事者等、農地の権利の移転を望む当事者は、互いに農業委員会に対する農地法3条の許可申請を求め、これに応じる義務を負うところ、当該請求権を許可申請協力請求権という。

## 3、許可申請協力請求権の法的性質と消滅時効

(1) 債権であり民法167条1項の対象に当たることについて（最判昭50.4.11）

「農地について売買契約が成立しても、都道府県知事の許可がなければ農地所有権移転の効力は生じないのであるが、売買契約の成立により、売主は、買主に対して所有権移転の効果を発生させるため買主に協力して右許可申請をすべき義務を負い、また、買主は売主に対して右協力を求める権利（以下、単に許可申請協力請求権という。）を有する。したがって右許可申請協力請求権は、許可により初めて移転する農地所有権に基づく物権的請求権ではなく、また所有権に基づく登記請求権に随伴する権利でもなく、売買契約に基づく債権的請求権であり、民法一六七条一項の債権に当たると解すべきであつて、右請求権は売買契約成立の日から一〇年の

経過により時効によつて消滅するといわなければならない。」

(2) 消滅時効の援用が権利濫用に該当する場合について

①最判昭和 51.5.25

Y は家督相続により亡父の遺産全部を取得した。その後、家庭裁判所での調停の結果、Y から Y の母である X に対し、老後の生活保障と幼い子女の扶養及び婚姻費用にあてる目的で農地が贈与され、引渡しが行われた。

X は 20 数年間にわたって当該農地を耕作し、子女の扶養及び婚姻費用も負担した。その後、X が Y に対し農地法 3 条の許可申請協力請求権に基づき訴えを提起したところ、Y が消滅時効を主張した。

最高裁は、本件の事実関係のもとにおいては、当該消滅時効の援用は権利濫用にあたり許されないと判断した。

②水戸地判昭 54.9.4

売買された農地について、買主である X らの先代及び X が長期間占有し、耕作を行っていること、同人らが税金を納めていたこと、売主である Y らの先代も当該農地の売却を認めていた等の諸事情から、Y らが消滅時効を援用することは信義則に反し、権利濫用として許されないと判断した。